

【三井住友海上メットライフ生命保険株式会社】



「三井住友メットライフ投資型終身保険」の販売を
11月4日より野村証券株式会社を通じて開始

三井住友海上メットライフ生命保険株式会社(本社:東京都、取締役社長:栗岡 威)は、最低保証付変額保険「三井住友メットライフ投資型終身保険」の販売を、野村証券株式会社(本社:東京都、執行役社長兼CEO:渡部 賢一)を通じて、2008年11月4日より開始いたします。

「三井住友メットライフ投資型終身保険」の主な特徴

～最低保証付変額保険～

(1) 最低保証のある一生涯の死亡保障

- ・ 運用実績にかかわらず、一生涯にわたって死亡保険金が一時払保険料相当額(基本保険金額)で最低保証されます。

(2) 死亡保障のステップアップ機能

- ・ 運用成果に応じて最低死亡保障金額が毎年ステップアップする可能性があります。
- ・ ステップアップ死亡保障金額に上限はありません。

(3) 株式比率最大75%の特別勘定で運用

- ・ お払込みいただきました保険料は、全額を特別勘定で運用します。(契約時にご負担いただく費用はありません。)
- ・ 株式比率75%の「バランス75」のほか、合計3本の特別勘定より自由に組み合わせてご選択いただけます。

※商品の概要については、添付の関連資料『「三井住友メットライフ投資型終身保険」商品概要』をご参照ください。

■投資リスクについて

- この保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、および解約払戻金額等が変動(増減)するしくみの生命保険商品です。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、ご契約の解約・一部解約を行った場合にお受取りになる解約払戻金の合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。
- 積立金の移転(スイッチング)を行った際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なる場合がありますのでご注意ください。

■諸費用について

この商品に係る費用の合計は、以下の費用の合計となります。

保険期間中にご負担いただく費用

1. すべての契約者にご負担いただく費用

項目	費用	時期
保険関係費	積立金額に対して年率 2.1%	積立金額に対して左記の年率の 1/365 を乗じた金額を毎日控除します。
資産運用関係費<*>	各特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して年率 0.315%(消費税込)	各特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して左記の年率の 1/365 を乗じた金額を信託報酬として毎日控除します。

<*>この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

2. 特定の契約者にご負担いただく費用

項目	費用	時期
積立金移転手数料	1 保険年度 15 回目まで: 無料 1 保険年度 16 回目以後: 2,500 円/回	移転時に積立金から控除します。
貸付利息	貸付金額に対して年率 2.1%	年単位の契約応当日に積立金から控除します。
解約控除	契約日(増額日)からの経過年数に応じて、解約控除対象額<*>に対して 7~1%	解約時・一部解約時に積立金から控除します。

<*>解約控除対象額は、解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額となります。ただし、一部解約請求金額が基本保険金額を上回る場合には、解約控除対象額は基本保険金額を上限とします。

<解約控除率>

経過年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満	10 年 以上
解約控除率	7%	7%	6%	6%	5%	5%	4%	3%	2%	1%	0%

遺族年金支払特約による年金受取期間中にご負担いただく費用

項目	費用	時期
年金管理費	年金受取金額に対して 1%	年金受取日に責任準備金から控除します。

■その他ご留意いただきたい事項について

- ご契約の解約・一部解約を行った場合、解約払戻金には最低保証はありません。

※ 「三井住友海上メットライフ投資型終身保険」の主な特徴を記載したものです。詳しくは「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご覧ください。

※ 最低保証付変額保険に関する詳細な情報については、当社ホームページ(<http://www.msi-metlife.com>)をご覧ください。

「三井住友メットライフ投資型終身保険」商品概要

最低保証付変額保険

契約年齢（被保険者の満年齢）	0～79歳	
保険料払込方法	一時払のみ	
基本保険金額 （一時払保険料）	500万円以上5億円以下 （1万円単位）	
選択できる特別勘定	バランス 25 バランス 50 バランス 75	
特別勘定の資産比率	バランス 25（国内株式 15%、外国株式 10%、国内債券 40%、外国債券 35%） バランス 50（国内株式 25%、外国株式 25%、国内債券 25%、外国債券 25%） バランス 75（国内株式 35%、外国株式 40%、国内債券 5%、外国債券 20%）	
保険期間	終身	
死亡保障	死亡保険金として、一時払保険料相当額（基本保険金額）を最低保証します。 毎年の契約応当日の積立金額が、これまでの最低死亡保障金額よりも大きくなっていれば、その金額を新たな最低死亡保障金額とします。	
スイッチング （積立金の移転）	取扱います ※1 保険年度 15 回目までは無料。16 回目以後は 1 回につき 2,500 円の手数料が必要となります。	
増額	増額可能期間	被保険者が満 79 歳まで
	増額単位	10 万円以上（1 万円単位）
諸費用	契約初期費用	ありません。（保険料は全額特別勘定に繰入れられます）
	保険関係費	積立金額に対して年率 2.1%
	資産運用関係費*	各特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して年率 0.315%（消費税込）
解約控除率	7～1%（10 年未満）	
契約者貸付	解約払戻金の 50%以内でご利用できます。 貸付利息は貸付金額に対して年率 2.1%を年ごとの契約応当日に積立金から控除します。	
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象	

* 資産運用関係費はその他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。